新熊谷学校給食センター整備事業に係る
事業契約の締結について

熊谷市（以下「市」という。）は、「新熊谷学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）」に係る事業契約を締結しましたので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」第15条第３項の規定に基づき、事業契約の内容を公表します。

令和８年１月７日

熊谷市長 小林 哲也

１　公共施設等の名称

（仮称）新熊谷学校給食センター

２　公共施設等の立地

埼玉県熊谷市原島字窪ヶ谷戸173番、174番、代字八幡1378番1　他

３　選定事業者の商号又は名称

埼玉県熊谷市石原1194番地
株式会社熊谷学校給食サービス
代表取締役　嶋田　達哉

４　公共施設等の整備等の内容

・公共施設等の内容：新熊谷学校給食センター（付帯施設を含む。）
・業務内容

【新熊谷学校給食センター　事業契約書（抄）】

（１）施設整備業務
ア　施設整備及び解体に関する事前調査業務
イ　施設整備及び解体に関する設計業務
ウ　建設業務
エ　工事監理業務
オ　調理設備調達業務
カ　調理備品調達業務（食器・食缶等を含む）
キ　事務備品調達業務
ク　学校配膳室改修業務
ケ　学校配膳室の什器、備品等調達業務
コ　解体工事業務
サ　廃棄物処分業務
シ　施設整備及び解体工事に関する近隣対応・周辺対策業務
ス　設計、建設及び解体に伴う各種許認可申請等の手続業務
セ　その他必要な関連業務

（２）維持管理業務
ア　建物保守管理・修繕業務（外構等も含む）
イ　建築設備保守管理・修繕業務
ウ　調理設備保守管理・修繕業務
エ　運営備品等保守管理業務（調理備品、配膳室備品の修繕・補修・更新を含む）
オ　事務備品保守管理・修繕業務
カ　清掃業務（定期的な建物清掃）
キ　警備業務
ク　その他関連業務（長期修繕計画作成等を含む）

（３）運営業務
ア　調理業務（食器・食缶等洗浄消毒保管業務、日常の検収等を含む。）
イ　配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等を含む）
ウ　衛生管理業務（調理エリアの日常清掃、廃棄物の分別・脱水処理業務）
エ　その他関連業務（光熱水費・使用量のデータ管理、食育支援、広報支援等）

５　契約期間

熊谷市議会において本契約締結に係る議案について承認がなされた日（令和７年12月17日）から令和25年７月31日まで

６　契約金額

金　18,190,431,282円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税　金　1,606,315,831円）

７　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

【新熊谷学校給食センター　事業契約書（抄）】

第９章　契約期間及び契約の終了

第１節　契約期間

（契約期間）
第72条　本契約は、熊谷市議会において本契約締結に係る議案について承認がなされた日から効力を生じ、本契約の定めに従い解除又は延長されない限り、令和25年７月31日をもって終了する。ただし、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。
２　事業者は、維持管理・運営業務の開始日から維持管理・運営期間満了までの間、維持管理・運営業務について本契約等の内容を満たす義務を負う。

第２節　維持管理・運営期間中の業務の承継

（維持管理・運営業務の承継）
第73条　熊谷市及び事業者は、維持管理・運営期間の終了に際して、熊谷市又は熊谷市の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、維持管理・運営期間満了の１年前から協議を開始する。
２　事業者は、熊谷市又は熊谷市の指定する第三者が維持管理・運営期間終了後において、維持

管理・運営業務を引き続き行うことができるよう、前項の規定による協議において合意された事項に従い、維持管理・運営期間満了の９ヶ月前から当該業務に関する必要な事項を説明するとともに、事業者が用いた操作要領その他の資料を提供するほか、維持管理・運営業務の承継に必要な引継マニュアルを維持管理期間満了の６ヶ月前までに整備し、熊谷市に引き渡す。

３　前項に規定する手続において、熊谷市又は熊谷市の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、事業者に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合には、熊谷市は、当該増加費用及び損害を負担する。

（施設の更新・修繕に関する業務の承継に関する特則）

第74条　事業者は、維持管理・運営期間満了の１年前までに、同期間満了後15年の本施設の修繕更新計画（以下「修正修繕更新計画」という。）を、引継ぎ資料の一つとして熊谷市に提出する。修正修繕更新計画は、提案書類において優先交渉権者が提示した修繕更新計画（以下「当初修繕更新計画」という。）に対し、技術革新による計画の変更その他合理的な変更を加えたものとするが、事業者は、修正修繕更新計画上の毎年の修繕・更新費用見通しが、当初修繕更新計画で示した金額の範囲内となるように、最大限の努力をして計画を策定することを要する。

２　熊谷市は、維持管理・運営期間満了の６ヶ月前に事業者に通知を行った上、本施設について本契約等の内容を満たしているか判断するために別途協議の上、終了前検査を行い、本施設が本契約等に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。

３　前項の修補に要する費用の負担は、次の各号に掲げる修補の発生の原因に応じて、それぞれ次のとおりとする。

（１）本契約等に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるものについては、熊谷市がその修補に要する費用を負担する。

（２）前号に掲げるもの以外のものについては、事業者がその修補に要する費用を負担する。

第３節　事業者の債務不履行による契約解除

（事業者の債務不履行による契約解除）

第75条　熊谷市は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に通知し、本契約の全部を解除することができる。

（１）事業者が本事業の全部又は一部を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。

（２）事業者の取締役会において、事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者（事業者の取締役を含む。）によりこれらの申立てがなされたとき。

（３）事業者又は構成企業若しくは協力企業が本事業又は本事業に係る応募手続に関して、重大な法令の違反をしたとき。

（４）事業者が本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。

（５）構成企業及び協力企業が基本協定書の規定に違反した場合において、その違反が重大であるとき。

（６）事業者が、業務報告書に重大な虚偽の記載を行ったとき。

（７）第106条の秘密保持義務又は第107条の個人情報保護義務に重大な違反があったとき。

（８）前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　熊谷市は、埼玉県警察本部からの通知に基づき、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により事業者に損害があっても、熊谷市はその損害の賠償の責を負わないものとする。

（１）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
（３）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
（４）役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
（５）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
（６）契約の相手方が前五号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（維持管理・運営期間開始前の解除）
第76条　維持管理・運営期間開始前に、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号の事実が発生した場合には、熊谷市は、事業者に通知し、本契約の全部を解除することができる。第２号の事実が発生した場合には、熊谷市は、事業者に対して催告することなく、本契約の全部を解除することができるものとする。
（１）事業者が、工事開始予定日を過ぎても本件工事を開始せず、熊谷市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、事業者から合理的説明がなされないとき。
（２）維持管理・運営開始予定日までに維持管理・運営業務が開始されないとき、又は維持管理・運営開始予定日後、相当の期間内に維持管理・運営業務を開始する見込みが明らかに存在しないと認めたとき。
２　維持管理・運営期間開始前に前条又は前項の規定により本契約が解除された場合の本施設又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う熊谷市からの支払等については、第84条及び第85条の規定に従う。

（維持管理・運営期間開始後の解除）
第77条　維持管理・運営期間開始後、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事実が発生した場合には、熊谷市は、事業者に対し、相当の期間を定めてこれを改善すべき旨を通知する。この場合において、相当の期間内に改善がなされないときは、事業者に通知し、本契約の全部を解除することができる。
（１）事業者が、連続して30日以上又は１年間に60日以上にわたり、本契約等の内容に従った維持管理・運営業務その他維持管理・運営期間中の業務を行わないとき。
（２）本契約の履行が困難となったとき。
２　維持管理・運営期間開始後、第75条又は前項の規定により本契約が解除された場合の本施設の帰属その他解除に伴う熊谷市からの支払等については、第86条の規定に従う。

（維持管理・運営期間開始後の一部解除）
第78条　維持管理・運営期間開始後、維持管理・運営業務の一部について別紙３に定める解除事由が発生した場合には、熊谷市は、事業者に通知し、本契約の一部を解除することができる。
２　前項の規定により本契約の一部が解除された場合、当該解除がなされた四半期の維持管理・運営に係る対価は、当該四半期のうち解除後の期間（解除した日を含む。）について解除の対象となった業務に対応する費用を日割計算した金額を減額した金額とする。また、当該解除の翌四半期以降の業務に対する維持管理・運営に係る対価は、解除の対象となった業務に対応する費用を減額した金額とする。

第４節　熊谷市の債務不履行による契約解除

（熊谷市の債務不履行による契約解除）
第79条　熊谷市が、本契約上に従って支払うべきサービス対価の支払いを遅延し、事業者から催告を受けてから60日を経過しても当該支払義務を履行しない場合又は重要な義務違反により本事業の実施が困難となり、事業者が催告しても60日以内に是正しない場合には、事業者は本契

約を解除することができる。
2　前項の規定により本契約が解除された場合の本施設又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う熊谷市からの支払等については、第88条、第89条及び第90条の規定に従う。

第５節　法令の変更による契約解除

（法令の変更による契約の解除）
第80条　第94条第４項の協議を行ったにもかかわらず、法令の変更により、熊谷市が本事業の継続が困難となった場合、又は本契約の履行のために多大な費用を要する場合には、熊谷市又は事業者は、相手方と協議の上、相手方に対して通知をすることにより本契約の全部を解除することができる。
2　前項の場合の本施設又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う熊谷市からの支払等については、第91条、第92条及び第93条の規定に従う。

第６節　不可抗力による契約解除

（不可抗力による契約解除）
第81条　第96条第４項の協議を行ったにもかかわらず、不可抗力による事由が発生した日から90日以内に本契約の変更について合意が得られない場合かつ次の各号の一に該当する事態に陥った場合には、熊谷市又は事業者は、同条第２項にかかわらず、相手方と協議の上、相手方に通知することにより本契約の全部を解除することができる。
（１）事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。
（２）事業者が本事業を継続するために、熊谷市が過分の費用を負担するとき。
2　前項の場合の本施設又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う熊谷市からの支払等については、第91条、第92条及び第93条の規定に従う。

第７節　熊谷市の任意による契約解除

（熊谷市の任意による解除）
第82条　熊谷市は、本事業を継続する必要がなくなった場合又はその他熊谷市が必要と認める場合には、180日以上前に事業者にその理由を書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。
2　前項の規定により本契約が解除された場合の本施設又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う熊谷市からの支払等については、第79条に基づき本契約が解除された場合に準ずる。

第８節　事業終了に際しての処置

（事業終了に際しての処置）
第83条　事業者は、開業準備期間開始前に本契約が解除により終了した場合において、本件土地又は本施設内に事業者又は事業者から本事業の全部若しくは一部の委託を受けた者が所有又は管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき熊谷市の指示に従わなければならない。
2　前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき熊谷市の指示に従わないときは、熊谷市は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。事業者は、熊谷市の処置に異議を申し出ることができず、また、熊谷市が処置に要した費用を負担する。
3　事業者は、維持管理・運営期間が終了した場合又は開業準備期間若しくは維持管理・運営期間中に本契約の全部若しくは一部が解除により終了した場合において、当該解除の対象となった業務について、本施設に事業者、構成企業又は協力企業が所有又は管理する機器類、什器備品その他の物件があるときは、当該物件の処置につき、熊谷市の指示に従わなければならない。
4　前項の場合において、事業者が所有する機器類、什器備品その他の物件について、熊谷市は

その裁量により、当該物件の全部又は一部を簿価で買い取ることができる。この場合、事業者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない所有権を熊谷市に移転しなければならない。

5　第３項の場合において、事業者が使用権を有する機器類、什器備品その他の物件について、熊谷市はその裁量により、当該物件の使用権を事業者から有償で承継することができる。この場合、事業者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない使用権（ただし、当該物件の所有者が課している負担を除く。）を熊谷市に移転しなければならない。

6　前二項に基づき熊谷市が買い取る物件を除き、第３項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき熊谷市の指示に従わないときは、熊谷市は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。事業者は、熊谷市の処置に異議を申し出ることができず、また、熊谷市が処置に要した費用を負担する。

7　事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、直ちに、熊谷市に対し、当該解除の対象となった業務を運営するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。

第10章　契約解除の場合における取扱い

第１節　事業者の責めに帰すべき事由による解除

（開業準備期間開始前の解除）

第84条　開業準備期間開始前に第75条又は第76条第１項の規定により本契約が解除された場合には、事業者は、熊谷市に対して、サービス対価Ａ、サービス対価Ｃ及びサービス対価Ｄ並びにサービス対価Ｂの元本額の合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として熊谷市の指定する期間内に支払う。熊谷市は、第13条に基づく履行保証保険の保険金等が支払われた場合には、当該保険金を当該違約金の支払いに充当する。

2　熊谷市は、本施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い、その所有権を取得することができる。買受代金額は、熊谷市の査定額とするが、熊谷市と事業者の合意がある場合、第三者による時価評価額をもって買受代金額とすること（以下「第三者評価方式」という。）もできる。ただし、第三者評価方式の採択は、熊谷市又は事業者が相手方に第三者評価方式を書面で提案してから１ヶ月以内に、評価を行う第三者を決定することをその条件とし、かつ、第三者評価方式を採用することによる鑑定費用その他の増加費用は、これを買受代金額から控除することとする。

3　熊谷市は、前項の買受代金を、別紙２の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。

4　熊谷市は、第２項の買受代金を一括払いにより支払う場合には、金利は付さない。

5　第２項の買受代金を分割払いにより支払う場合には、以下に従う。

（１）第２項における買受代金又は別紙２に規定するサービス対価Ａ、サービス対価Ｃ及びサービス対価Ｄの合計の金額のうちどちらか小さい金額をサービス対価Ａ、サービス対価Ｃ及びサービス対価Ｄと同様の支払方法により支払う。この支払については、金利は付さない。

（２）買受代金から前号の一括支払額を控除してなお残額があるときは、その残額を、サービス対価Ｂと同様の支払スケジュールに従って支払う。この支払いについて熊谷市は、事業者と協議の上、金利を付すものとする。ただし、かかる金利の水準は事業者の施設整備業務にかかる当初借入として熊谷市が認めるもの（事業者の株主による劣後融資を除く。）に付された金利（当該当初借入の金利が借り入れ当初の条件に従って見直されたときには見直し後の金利）と同等の金利を上限とする。また、事業者は、熊谷市の上記分割払いに伴い必要となる資金調達による金利負担を、手持ち資金による借入債務の返済、借り替え又はその他の手段により軽減するよう最善の努力を尽くさなければならない。

6　第１項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、熊谷市は、増加費用及び損害が熊谷市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、その超過額について事業者に損害賠償を請求することができ、第２項の買受代金と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。

7　第１項に規定される解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、熊谷市は、事業者に協議を申し入れることができる。

（開業準備期間中の解除）

第85条　開業準備期間中に第75条又は第76条第１項の規定により本契約が解除された場合には、事業者は、サービス対価Ｅ並びに維持管理・運営初年度のサービス対価Ｆ及びサービス対価Ｇの合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として熊谷市に支払う。

２　熊谷市は、前項に基づく解除以降、本施設の所有権を引き続き保有するとともに、未払のサービス対価Ａ、サービス対価Ｂの元本額、サービス対価Ｃ、サービス対価Ｄ及びサービス対価Ｅの合計額を、別紙２の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。なお、一括又は分割で支払う場合、熊谷市は、事業者と協議の上、金利を付すものとする。ただし、かかる金利の水準は事業者の施設整備業務にかかる当初借入として熊谷市が認めるもの（事業者の株主による劣後融資を除く。）に付された金利（当該当初借入の金利が借り入れ当初の条件に従って見直されたときには見直し後の金利）と同等の金利を上限とする。また、事業者は、熊谷市の上記分割払いに伴い必要となる資金調達による金利負担を、手持ち資金による借入債務の返済、借り替え又はその他の手段により軽減するよう最善の努力を尽くさなければならない。

３　第１項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、熊谷市は、増加費用及び損害が熊谷市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その超過額について事業者に損害賠償を請求することができ、前項の金額と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。

４　事業者は、熊谷市又は熊谷市の指定する第三者に対する運営備品等調達業務及び維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、事業者が負担する。

５　第１項に規定される解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、熊谷市は、事業者に協議を申し入れることができる。

（維持管理・運営期間開始後の解除）

第86条　維持管理・運営期間開始後に第75条又は第77条第１項の規定により本契約が解除された場合には、事業者は、当該解除が生じた事業年度の前年度のサービス対価Ｆ及びサービス対価Ｇの合計（維持管理・運営初年度に解除された場合は、サービス対価Ｅ並びに維持管理・運営初年度のサービス対価Ｆ及びサービス対価Ｇの合計）の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として熊谷市に支払う。

２　熊谷市は、前項に基づく解除以降、本施設の所有権を引き続き保有するとともに、事業者に対し、未払のサービス対価Ｂの元本額を、別紙２の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。なお、一括又は分割で支払う場合、熊谷市は、事業者と協議の上、金利を付すものとする。ただし、かかる金利の水準は事業者の施設整備業務にかかる当初借入として熊谷市が認めるもの（事業者の株主による劣後融資を除く。）に付された金利（当該当初借入の金利が借り入れ当初の条件に従って見直されたときには見直し後の金利）と同等の金利を上限とする。また、事業者は、熊谷市の上記分割払いに伴い必要となる資金調達による金利負担を、手持ち資金による借入債務の返済、借り替え又はその他の手段により軽減するよう最善の努力を尽くさなければならない。

３　前項に加え、第１項に規定される解除の場合において、熊谷市は、当該解除時点までに履行された維持管理・運営業務のうち、対応するサービス対価が支払われていない期間の維持管理・運営に係る対価を事業者に対して支払う。

４　第１項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、熊谷市は、増加費用及び損害が熊谷市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その超過額について事業者に損害賠償を請求することができ、前二項の金額と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。

５　熊谷市は、第１項に規定される解除の場合において、本施設が本契約等の内容を満たしてい

るかを判断するため、終了前検査を行う。熊谷市は、検査の結果、本施設が本契約等の内容を満たしていない場合には、事業者に対し、本施設の修繕又は設備等の更新を求めることができ、事業者は速やかに修繕し、設備等を更新しなければならない。当該修繕又は設備の更新等に係る費用は、事業者が負担する。

6　事業者は、熊谷市又は熊谷市の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、事業者が負担する。

7　第１項に規定される解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、熊谷市は、事業者に協議を申し入れることができる。

（維持管理・運営期間開始後の一部解除に係る違約金）

第87条　第78条第１項の規定により本契約の一部が解除された場合、事業者は、当該解除が生じた事業年度の前年度のサービス対価Ｆ及びサービス対価Ｇの合計（維持管理・運営初年度に解除された場合は、サービス対価Ｅ並びに維持管理・運営初年度のサービス対価Ｆ及びサービス対価Ｇの合計）の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として熊谷市に支払わなければならない。ただし、第78条第１項に基づく本契約の一部解除後に、本契約の全部が解除された場合であって、事業者が前条の規定に基づき熊谷市に違約金を支払う場合には、事業者は前条の規定に基づく違約金の金額から、本項に基づいて既に支払った違約金の金額を差し引いて支払えば足りる。

2　前項に基づく違約金は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、熊谷市は、本契約の一部解除に起因して増加費用及び損害が熊谷市に発生した場合において当該増加費用及び損害が違約金の金額を超えるときは、その超過額について事業者に損害賠償を請求することができる。

第２節　熊谷市の責めに帰すべき事由による解除

（開業準備期間開始前の解除）

第88条　開業準備期間開始前に第79条の規定により本契約が解除された場合において、熊谷市は、本施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を事業者に対して支払い、その所有権を取得する。買受代金額は、熊谷市の査定額とするが、熊谷市と事業者の合意がある場合、第三者評価方式も採用できる。ただし、第三者評価方式の採択は、熊谷市又は事業者が相手方に第三者評価方式を書面で提案してから１ヶ月以内に、評価を行う第三者を決定することをその条件とし、かつ、第三者評価方式を採用することによる鑑定費用その他の増加費用は、熊谷市が負担することとする。なお、第三者評価方式を採用する場合の第三者の決定に当たって、熊谷市は、合理的な理由なく合意を留保できない。

2　熊谷市は、前項の買受代金を、別紙２の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。

3　第１項の買受代金を一括払いにより支払う場合には、第１項の買受代金を支払金額とし、本契約の解除日から当該支払代金の支払日までの期間について、別紙２の割賦金利の計算に用いるのと同様の年利率で計算した金利を付する。

4　第１項の買受代金を分割払いにより支払う場合には、以下に従う。

（１）第１項における買受代金又は別紙２に規定するサービス対価Ａ、サービス対価Ｃ及びサービス対価Ｄの合計の金額のうちどちらか小さい金額をサービス対価Ａ、サービス対価Ｃ及びサービス対価Ｄと同様の支払方法により支払う。なお、本契約の解除日から当該支払日までの期間について、別紙２の割賦金利の計算に用いるのと同様の年利率で計算した金利を付する。

（２）買受代金から前号の一括支払額を控除してなお残額があるときは、その残額を、サービス対価Ｂと同様の支払スケジュールに従って支払う。この支払については、別紙２の割賦金利の計算に用いるのと同様の年利率で計算した金利を付する。

5　第１項に規定される解除の場合において、当該解除により第１項の支払額とは別に事業者に増加費用又は損害が発生した場合、熊谷市は当該増加費用及び損害（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成企業、協力企業、並びに事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。）を負担する。

6　第１項に規定される解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、熊谷市は、事業者に協議を申し入れることができる。

（開業準備期間中の解除）

第89条　開業準備期間中に第79条の規定により本契約が解除された場合において、熊谷市は、本施設の所有権を引き続き保有するとともに、事業者に対し、未払のサービス対価Ａ、サービス対価Ｂの元本額、サービス対価Ｃ、サービス対価Ｄ及びサービス対価Ｅの合計額を、第２項ないし第４項の規定に従って支払う。

2　熊谷市は、前項に基づく支払を別紙２の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。

3　第１項に基づく支払を一括払いにより行う場合には、未払のサービス対価Ａ、サービス対価Ｂの元本額、サービス対価Ｃ、サービス対価Ｄ及びサービス対価Ｅの合計額を支払金額とし、本契約の解除日から当該支払代金の支払日までの期間について、別紙２の割賦金利の計算に用いるのと同様の年利率で計算した金利を付する。

4　第１項に基づく支払を分割払いにより行う場合には、未払のサービス対価Ａ、サービス対価Ｂの元本額、サービス対価Ｃ、サービス対価Ｄ及びサービス対価Ｅの合計額を別紙２の割賦金利を支払金額とする。

5　事業者は、熊谷市又は熊谷市の指定する第三者に対する運営備品等調達業務及び維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、熊谷市が負担する。

6　第１項に規定される解除の場合において、当該解除により第１項の支払額とは別に事業者に増加費用又は損害が発生した場合、熊谷市は当該増加費用及び損害（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成企業、協力企業、並びに事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。）を負担する。

7　第１項に規定される解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、熊谷市は、事業者に協議を申し入れることができる。

（維持管理・運営期間開始後の解除）

第90条　維持管理・運営期間開始後に第79条の規定により本契約が解除された場合において、熊谷市は、本施設の所有権を引き続き保有するとともに、事業者に対し、未払のサービス対価Ｂの元本額を第２項ないし第４項の規定に従って支払う。

2　熊谷市は、前項に基づく支払を別紙２の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。

3　第１項に基づく支払を一括払いにより行う場合には、未払のサービス対価Ｂの元本額全額を支払金額とし、本契約の解除日から当該支払代金の支払日までの期間について、別紙２の割賦金利の計算に用いるのと同様の年利率で計算した金利を付する。

4　第１項に基づく支払を別紙２の支払方法による分割払いにより行う場合には、未払のサービス対価Ｂの元本額全額及び別紙２の割賦金利を支払金額とする。

5　第１項に加え、第１項に規定される解除の場合において、熊谷市は、当該解除時点までに履行された維持管理・運営業務のうち、対応するサービス対価が支払われていない期間の維持管理・運営に係る対価を支払う。

6　熊谷市は、第１項に規定される解除の場合において、本契約等の内容を満たしているかを判断するため、終了前検査を行う。熊谷市は、検査の結果、本施設が本契約等の内容を満たしていない場合には、事業者に対し、本施設の修繕又は設備等の更新を求めることができ、事業者は速やかに修繕し、設備等を更新する。当該修繕又は設備の更新等に係る費用は、事業者が負担する。

7　事業者は、熊谷市又は熊谷市の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に要した費用は、熊谷市が負担する。

8　第１項に規定される解除の場合において、当該解除により第１項及び第５項の支払額とは別に事業者に増加費用又は損害が発生した場合、熊谷市は当該増加費用及び損害（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成企業、協力企業、並びに事業者に出資又は融資を行う者の逸失利

益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。）を負担する。
9　第１項に規定される解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、熊谷市は、事業者に協議を申し入れることができる。

第３節　法令の変更・不可抗力による解除

（開業準備期間開始前の解除）

第91条　開業準備期間開始前に第80条又は第81条の規定により本契約が解除された場合において、熊谷市は、本施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を事業者に対して支払い、その所有権を取得する。買受代金額は、熊谷市の査定額とするが、熊谷市と事業者の合意がある場合、第三者評価方式も採用できる。ただし、第三者評価方式の採択は、熊谷市もしくは事業者が相手方に第三者評価方式を書面で提案してから１ヶ月以内に、評価を行う第三者を決定することをその条件とし、かつ、第三者評価方式を採用することによる鑑定費用その他の増加費用は、熊谷市及び事業者が折半して負担することとする。なお、第三者評価方式を採用する場合の第三者の決定に当たって、熊谷市及び事業者は、合理的な理由なく合意を留保できない。
2　開業準備期間開始前に不可抗力により本契約が解除された場合であって、当該不可抗力により本施設の出来形部分が損傷又は滅失した場合には、前項に加え、熊谷市は、損傷又は滅失した部分の価額から当該不可抗力に起因して事業者が受領した保険金額を控除した金額のうち第97条に基づき熊谷市が負担すべき割合に相当する金額を負担する。
3　熊谷市は、前二項の金額を、別紙２の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払う。なお、一括払いの場合に、本契約の解除日から前二項の金額の支払日までの期間について金利は付さない。
4　第１項及び第２項に基づく支払を分割払いにより行う場合における支払は、以下に従う。
（1）第１項及び第２項の金額又は別紙２に規定するサービス対価Ａ、サービス対価Ｃ及びサービス対価Ｄの金額のうちどちらか小さい金額をサービス対価Ａ、サービス対価Ｃ及びサービス対価Ｄと同様の支払方法により支払う。なお、この支払については、金利は付さない。
（2）第１項及び第２項の金額から前号の一括支払額を控除してなお残額があるときは、その残額を、サービス対価Ｂと同様の支払スケジュールに従って支払う。この支払については、別紙２の割賦金利の計算に用いるのと同様の年利率で計算した金利を付する。
5　開業準備期間開始前に第80条又は第81条の規定により本契約が解除された場合において、事業者が施設整備業務を終了させるために要する費用（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成企業、協力企業、及び事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない費用は除く。）があるときは、熊谷市は当該費用を事業者に支払う。なお、支払方法は、熊谷市と事業者が協議して定める。
6　開業準備期間開始前に第80条又は第81条の規定により本契約が解除された場合、事業者は、熊谷市又は熊谷市の指定する第三者に対する施設整備業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、事業者が負担する。
7　第１項に規定される解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、熊谷市は、事業者に協議を申し入れることができる。

（開業準備期間中の解除）

第92条　開業準備期間中に第80条又は第81条の規定により本契約が解除された場合において、熊谷市は、本施設の所有権を引き続き保有するとともに、事業者に対し、未払のサービス対価Ａ、サービス対価Ｂの元本額、サービス対価Ｃ、サービス対価Ｄ及びサービス対価Ｅの合計額を、第２項ないし第４項の規定に従って支払う。
2　熊谷市は、前項に基づく支払を別紙２の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。
3　第１項に基づく支払を一括払いにより行う場合における支払は、未払のサービス対価Ａ、サービス対価Ｂの元本額、サービス対価Ｃ、サービス対価Ｄ及びサービス対価Ｅの合計額を支払金額とし、本契約の解除日から当該支払代金の支払日までの期間について、別紙２の割賦金利

の計算に用いるのと同様の年利率で計算した金利を付する。ただし、不可抗力により本施設が損傷又は滅失した場合には、当該不可抗力に起因して事業者が受領した保険金相当額を本項に基づく支払金額から控除する。

4　第１項に基づく支払を別紙２の支払方法による分割払いにより行う場合には、未払のサービス対価Ａ、サービス対価Ｂの元本額、サービス対価Ｃ、サービス対価Ｄ及びサービス対価Ｅの合計額並びに別紙２の割賦金利を支払金額とする。不可抗力により本施設が損傷又は滅失した場合には、当該不可抗力に起因して事業者が受領した保険金相当額を前文に規定する合計額から控除する。

5　開業準備期間開始中に第80条又は第81条の規定により本契約が解除され、かつ事業者が既に開業準備業務、並びに運営備品等調達業務を開始している場合において、事業者が開業準備業務並びに運営備品等調達業務を終了させるために要する費用（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成企業、協力企業及び事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない費用は除く。）があるときは、熊谷市は当該費用を事業者に支払う。なお、支払方法は、熊谷市と事業者が協議して定める。

6　開業準備期間開始中に第80条又は第81条の規定により本契約が解除された場合、事業者は、熊谷市又は熊谷市の指定する第三者に対する開業準備業務、運営備品等調達業務及び維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、事業者が負担する。

7　第１項に規定される解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、熊谷市は、事業者に協議を申し入れることができる。

（維持管理・運営期間開始後の解除）

第93条　維持管理・運営期間開始後に第80条又は第81条の規定により本契約が解除された場合において、熊谷市は、本施設の所有権を引き続き保有するとともに、事業者に対し、サービス対価Ｂの元本額を第２項ないし第４項の規定に従って支払う。

2　熊谷市は、前項に基づく支払を、別紙２の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。

3　第１項に基づく支払を一括払いにより行う場合における支払代金は、未払のサービス対価Ｂの元本額全額を支払金額とし、本契約の解除日から当該買受代金の支払日までの期間について、別紙２の割賦金利の計算に用いるのと同様の年利率で計算した金利を付する。ただし、不可抗力により本施設が損傷又は滅失した場合には、当該不可抗力に起因して事業者が受領した保険金相当額を本項に基づく支払金額から控除する。

4　第１項に基づく支払を別紙２の支払方法による分割払いにより行う場合における支払代金は、未払のサービス対価Ｂの元本額全額及び別紙２の割賦金利を支払金額とする。ただし、不可抗力により本施設が損傷又は滅失した場合には、当該不可抗力に起因して事業者が受領した保険金相当額を本項に基づく支払金額から控除する。

5　第１項に加え、第１項に規定される解除の場合において、熊谷市は、当該解除時点までに履行された維持管理・運営業務のうち、対応するサービス対価が支払われていない期間の維持管理・運営に係る対価を支払う。

6　維持管理・運営期間開始後に第80条又は第81条の規定により本契約が解除され、かつ事業者が既に維持管理・運営業務を開始している場合において、事業者が維持管理・運営業務を終了させるために要する費用（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成企業、協力企業、及び事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない費用は除く。）があるときは、熊谷市は当該費用を事業者に支払う。なお、支払方法は、熊谷市と事業者が協議して定める。

7　熊谷市は、第１項に規定される解除の場合において、本契約等の内容を満たしているかを判断するため、終了前検査を行う。熊谷市は、検査の結果、本施設が本契約等の内容を満たしていない場合には、事業者に対し、本施設の修復又は設備等の更新を求めることができ、事業者は速やかに修繕し、設備等を更新する。当該修繕又は設備の更新等に係る費用は、事業者が負担する。ただし、法令の変更に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、第95条に従い、不可抗力に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、第97条に従い、それぞれ熊谷市又は事業者が負担する。

8　維持管理・運営期間開始後に第80条又は第81条の規定により本契約が解除された場合、事業者は、熊谷市又は熊谷市の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に要した費用は、事業者が負担する。
9　第１項に規定される解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、熊谷市は、事業者に協議を申し入れることができる。